

## みやぎきの食の魅力発信・販売促進業務委託に係る質問に対する回答

令和2年9月18日

NO.	質 問	回 答
1	販売促進の方法については、CMやSNSなどがある中で、方法も含めて提案という認識でよろしいか。 具体的に販売促進の方法があれば、教授されたい。	本事業の目的は、①本県の食の魅力を効果的に発信して息の長いファンづくりを行うとともに、②これらのファンを中心に販売促進につなげていくことであり、①及び②の目的を同時に達成するため、食の魅力発信及び販売促進が一体となった具体的なスキームに関する提案を求めています。 したがって、食の魅力発信及び販売促進に係る具体的な方法については、提案の範疇とします。
2	インターネット販売については、新たにポータルサイトを立ち上げる必要があるのか。 活用を予定しているインターネットサイトがある場合は、教授されたい。	本事業の目的を達成するために、食の魅力発信及び販売促進が一体となったスキームを検討する上で、新たなポータルサイトの開設が必要となる場合は、開設してください。 また、活用を予定しているインターネットサイトはありませんが、活用の是非については、提案の範疇とします。
3	県又は各市町村のふるさと納税の連携については、代表商品を取り扱うとの認識でよろしいか。 ふるさと納税サイトに誘導をするイメージか。	販売促進を図る上で、販売チャネルの一つとして、県又は各市町村のふるさと納税との連携について検討をお願いしているものであり、“代表商品を取り扱う”という趣旨ではありません。 また、県又は各市町村のふるさと納税との連携については、リンク等によりふるさと納税サイトへ誘導するなど、様々な手段・方法が考えられますが、具体的な内容については、提案の範疇とします。
4	過去に同様の事業を実施しているか。	過去に同様の事業は実施していません。 (これまでの概念にとらわれることなく、独創性及び実効性の高い提案をお願いします。)
5	事業の考えの基礎となる開示された情報はあるか。	本事業の基本的な考え方については、「みやぎきの食の魅力発信・販売促進業務委託仕様書」に記載のとおりです。
6	魅力発信を行う商品の対象は1次商品か。 または、六次産業化の商品も対象となるか。 また、1次商品であれば、どのような内容を想定しているか。	魅力発信を行う商品は、1次商品だけではなく加工品（六次産業化の商品を含む。）も含まれます。 商品の選定も提案の範疇としますが、県と受託者で協議の上、提案とは異なる商品を魅力発信の対象とする場合もあります。